（中間貯蔵施設整備第一課、中間貯蔵施設整備第二課、中間貯蔵施設整備第三課、中間貯蔵施設整備第四課、中間貯蔵施設整備第五課及び中間貯蔵施設整備第六課の所掌事務）

第六条の三　中間貯蔵施設整備第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設（福島県の区域内において汚染廃棄物等（放射性物質汚染対処特措法第四十六条に規定する汚染廃棄物等をいう。以下この号において同じ。）の処理を行うために設置される一群の施設であって、汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染廃棄物等の受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるもの（これらと一体的に設置される常時監視施設、試験研究及び研究開発施設、展示施設、緑化施設その他の施設を含む。）をいう。以下同じ。）の整備に係る調査並びに工事の設計、施工及び管理に関すること。

二　中間貯蔵施設の運営、保全その他の管理に関すること。

三　前二号に掲げる事務に関する関係地方公共団体との連絡調整に関すること。

2　中間貯蔵施設整備第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設整備第三課、中間貯蔵施設整備第四課、中間貯蔵施設整備第五課及び中間貯蔵施設整備第六課の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　中間貯蔵施設の整備に係る用地の取得（土地又は土地に関する所有権以外の権利（以下「土地等」という。）の買収及び寄付並びにこれらに伴う地上物件の移転又は引渡し等をいう。）及びこれに伴い必要となる損失補償等に関すること。

三　中間貯蔵施設の整備に係る公共物の管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四　前三号に掲げる事務に関する関係地方公共団体との連絡調整に関すること。

3　中間貯蔵施設整備第三課、中間貯蔵施設整備第四課、中間貯蔵施設整備第五課及び中間貯蔵施設整備第六課を置く場合には、第二十条に基づき、前項第二号から第四号に規定する事務を分掌する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（放射能汚染廃棄物対策課の設置期間の特例）

2　第二条の放射能汚染廃棄物対策課は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵施設整備第一課、中間貯蔵施設整備第二課、中間貯蔵施設整備第三課、中間貯蔵施設整備第四課、中間貯蔵施設整備第五課及び中間貯蔵施設整備第六課の設置期間の特例）

3　第二条の中間貯蔵施設整備第一課、中間貯蔵施設整備第二課、中間貯蔵施設整備第三課、中間貯蔵施設整備第四課、中間貯蔵施設整備第五課及び中間貯蔵施設整備第六課は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

○環境省令第十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

環境大臣　石原　伸晃

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	一、六八五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
原子力規制委員会	五二七人	事務局の職員の定員とする。
合計	二、二一二人	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の環境省定員規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

○防衛省令第九号

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十四条の規定に基づき、地方防衛局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

防衛大臣　小野寺五典

地方防衛局組織規則の一部を改正する省令

地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　東北防衛局、北関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の総務部は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一　前項第一号から第二十七号までに掲げる事務

二　前条第二項第二号に掲げる事務

三　前二号に掲げるもののほか、地方防衛局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第五条第二項中「第七条第一項各号に掲げる事務」の下に「（総務部の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三項中「南関東防衛局の」を「北関東防衛局及び九州防衛局にあっては総務部の所掌に属するものを、南関東防衛局にあっては」に改める。

第十条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　東北防衛局、北関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の総務課は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一　前項第一号から第二十四号までに掲げる事務

二　第三条第二項第二号に掲げる事務

三　前二号に掲げるもののほか、地方防衛局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第十四条中「地方調整課」を「地方調整課　地方協力基盤整備課（北関東防衛局に限る。）」に改める。

第十五条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「、第一項」を「、前項」に改め、同項第一号中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項第二号中「第三十五条第一項第四号」を「第三十五条第一項第五号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の三項を加える。

3　北関東防衛局の地方調整課は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる事務

二　第一項第二号に掲げる事務（地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関することに限る。）

三　第七条第一項第七号に掲げる事務（総務部の所掌に属するものを除く。）

四　前三号に掲げるもののほか、企画部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

4　南関東防衛局及び九州防衛局の地方調整課は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事務

二　第七条第一項第七号に掲げる事務（南関東防衛局にあっては労務管理官の所掌に属するものを、九州防衛局にあっては総務部の所掌に属するものを除く。）

三　前二号に掲げるもののほか、企画部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

5　沖縄防衛局の地方調整課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号（移設整備課の所掌に属するものを除く。）及び第四号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。